

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897</a>

73

大臣  
大臣  
日大臣

PM10局長  
#3  
野田

特秘

大臣・國務長官才二次公證要旨(追加)

44.6.5  
朱比-長五

6月4日午後の本公證要旨は在米大使電報  
才1723号で報告されたが、内容詳細の取

電報に記載された<sup>沖縄米軍基地伸延</sup>~~内容~~維持  
の取前協定に肉付方式(「ア-エラ、Bは「ア」

メント)に711の取り取りを以下の如く追加(順序  
としては同電報の3の(2)と(3)の間に位置する)

この討議は日米双方とも話し合いかつ意外に進  
展したとの印象を得たが、後刻非公式の討議

の結果朱比が一種の誤解に基づく過度に樂觀  
的な見方をしているとの非難がうかかれた。

- 1. 方式の探求(取前協定と共同声明)
- (1) 憂知大臣の最近アジア情勢の中で沖縄の米軍

11号(213)

基地の役割が<sup>重要</sup>高く評価し、特に早急の  
緊迫の起るに際し、自衛の安全に直接関係する問題

と見られ、<sup>取前</sup>基地の伸延を容れさせる「ア-エラ」を日米  
共同で検討し、消滅すべき議論を見出すべき

主張、次にこの我が国で行なわれたい「取前協定」  
省止め論、の起るに際し、<sup>政治</sup>政治的理は背景を

説明し、この論を完全に認め(主としてその  
以上YESとNOとも言える等)である旨指摘した

(2) 更に大臣の軍事情、政治的の両面の要請に答へ  
得る方式として、YESの在り方につき日米双方が完全

に合意しキーンと書き合(とかが良11の24日)かと  
思ふと述べた後、自分の考え方の一端を示すために

条約の作成の共同声明抜粋(44.5.26付)  
の内容を披露し、<sup>総</sup>總理と大統領の間に

合意し、日本政府がその運用の義務と存する認識  
 正国に宣言するとかいふのでないかと述べた  
 (日米共同で扱われる)

(3) エンソウ次官から共同声明の如き公表されたこと  
 好ましく、その内容として日米が極東の他の国々の  
 (左と217)

安全が日本の安全と密接に関連することを認め、  
 そのために日米が沖繩基地に加入する目的の為に使用

出するとの点に、慎重のものが望ましいことを私見にて  
 述べた。(米側の求めに於て、共同声明抜粋  
 (DPR-2577は米に望まぬ) 後述の通り)

書の英文を平文、他し外部に於て一切文書のやり取り  
 がなかつたこととする旨を互に確認した。

2. 方式の在り方

(1) 大臣の 米側には極東に配り得る力の制限の  
 (左)

へ入るべくして、入るべくに列挙し、その意見  
 もあると述べた。 (この場合はYES とする形がよい)  
 (非公式に)

これは必ず取り戻しが必要とあつて不適当であると述  
 べ、エンソウ次官もこれに同意し、この形に  
 経緯の日本側が政府をコメントするにないといふ  
 大臣はこれに右と左の韓国という地域を挙げて  
 行く方式も RIGID に留めておいて、結局日米双方の  
 最高責任者が互に協力的・原則的であることを決めた  
 といふ行方が一番有効である、と述べた。

(2) エンソウ次官より、米側は朝鮮の第一の関心事として  
 (如何なる方式でも) 長期向続して双方の政府の  
 交代にも堪え得るものでないこと、また  
 (2) 互の相互信頼と互に、日米米側が事前に合意した  
 したプロシメントを乱用し、(左) 日米戦争と構え込む  
 ことな(責任を押し付けるといふ) 行方と信用(左) コメン  
 ・アカウントがほしいといふ有り得ること、を指摘した。

3. 方式の<sup>実質</sup>決定 (在極東米軍の保護)

(1) ジョーンズ次官は在韓国連軍の支援に因る合意  
 (不公表) に言明した後、米世論も国民一般は已に  
 協賛的 NO と受取つて、<sup>米軍</sup> 自らの拒否権に  
 (47) (11月27日) (11月24日、今後のアジアン・シフト)  
 よつて在<sup>日</sup>米軍は在韓米軍を保護出来ぬと  
 いう気持に在ると大變やう難い。従つて上記合意を  
 公表し、世論も国民も<sup>米軍</sup> 在日米軍を在韓米軍の  
 保護の為に使用出来るとの確信を予て与へない  
 と、米國はとて大變厄介な内題が起ると述<sup>た</sup>べた。  
 ジョーンズ次官も自らの VETO の為、米軍駐留の目的が  
 単に自らの保護のみと在り、他地域の自國軍を保護  
 出来ぬとの囁きも、<sup>米軍</sup> ジョーンズ次官  
 は、沖縄のみならず在日米軍基地も同じ二の旨に  
 使ふべきに在ると、米國とて望まぬを表明した。

(2) 大塚は自らも<sup>二つは</sup>上記合意の<sup>類を已合わすもの</sup>公表に賛成だが、文書  
 を受けた方が、韓軍政府が代つてをハートリスと  
<sup>大塚</sup>述<sup>た</sup>べた。ジョーンズ次官は電文を呈し、上記合意を  
 REPLACE したと述<sup>た</sup>べたが、下田大使も<sup>公表</sup>  
 した。ハートリス文書は韓国に限定されるのかと<sup>管内</sup>管内に  
~~限定~~ しては在らず、極東地域に因る GENERAL  
 (全般)  
 STATEMENT が<sup>と答へ、述</sup>たべた。二つの韓国、台湾、及び南東  
 アジア全体 (下田大使の管内に在る之に及ばずとも含むと  
 述<sup>た</sup>べた) 正かハートリスも、また自らの沖縄の基地  
 及び直接南東アジアに戦闘作戦行動が及ぶと  
 村松次官、沖縄の B-52 の南爆はウソだ、米軍運  
 行上極端に重き有る、台湾に及ぶも有り得べき  
 (ハートリスが台湾に及ぶ DIRECT USE 加ふべき抑止が  
 有らぬと述<sup>た</sup>べたが、大塚は) 旨を述べた。



(3) 下田大佐が、上記各島の趣旨を、在韓米軍互換  
のあり方Noと言われどの考え方を他の地域

但し米軍が一現に存在しているところにはあらずと  
か、その場合米軍の存在しない地域は除外された

と説明し、これは米軍不存地域に折返し出兵する  
と説明し、これは米軍不存地域に折返し出兵する

際には当然の事前協定がかかると思ふと述べた\*  
(「これは、在韓米軍の撤退の趣旨を踏まえての発言です」)

フランク次官補は「極東の安全」としては「ある国が  
入るとして、~~これは~~ ジョーンズ次官は一概に言えない

と述べ、これは「思う旨を表明したか、」と述べた  
下田大佐は「米軍の関心にはなるとは」と述べた  
ありと

あり、日本にとり国連が「必ずYES」と、米国の要求は  
「日本の要求、の中論」を行く形式を示唆したと

説明し、米軍不存地域への出兵は折返しと  
除外されたことは MAKE LOTS OF SENSE あり、と述べた。

(マヤ大使がフランク次官補に如何にの肉に對しフランク次官補  
代理は部隊は右い答と、またジョーンズ次官は

米軍基地がある、と答えた)

(これはジョーンズ次官補の発言)

4. 方式の文言の内容

(1) ジョーンズ次官は「自由使用」という表現は使わない  
が、自由政府の事前の同意に於て南東アジア

台湾、朝鮮等での一定の区域に於て米軍が必要  
な措置を取らるる上には、以上自由米軍使用に

対して拒否権を有するものと米軍に電心を得る事  
な、共同声明の文言を字面では述べたが、

発言、下田大佐の、或る場合には事前協定を  
除外されたかの肉に依り「もちろん」と答えた

たか、フランク次官補代理は「答はYES」と  
ASSURE する ~~これは~~ フランクと述べた。

(2) 大臣の主要口表を以上何本の(相違)形式か  
 必要あるものにすべく、YESとNOとも言う可能性を  
 おく(心づか)か、内外に明記したる基本は有  
 合意のある限りにおい、協定に有るかYESとい  
 ことは出来ると思ふが、外長官は下田大使の  
示唆の如く、米軍支援はYES、その他はNOとい  
(の場合)  
 ことか、21の24といふこと、下田大使の  
大臣の発言を ~~行~~ 行に、理論的に分析する  
 際、協定に受ける権利があるか、内外  
周知の程度、在りては朝鮮の場合はYESと  
 いうことである。ハ、ハ、ハ、ハ、ハ 周知の程度と  
 述べた。  
 (3) 専任局長の、有るに依りて 随分進展がみられ  
文言の検討も出来たのではないか ~~と~~ 大臣  
は

~~文書作成~~  
 均、~~その~~ 非常に困難な作業はか、二か  
入 ~~その~~ ことが出来たか、有るかと解して、二か  
 との発言が夫々あり、外長官 ~~は~~ 11月 中旬 に  
に か、前進しようといふた。  
 5. 概に固まる方式  
 (1) 上記(3)の論議の際、二回 ソソ 次官 は 概に  
~~(その一の際、外長は概に固まることと述べた)~~  
言 は して 中 に 概に 固まる こと を 述べ  
た こと は VITAL に 言 は し、大臣 に 対 して お  
い は した、  
東 京 で 「 原則 は 有 土 並 と する か 」 と い は れ た、  
既 に 、 その 方式 は どう な か と 問 は れ、大臣 は  
有 る に 依 り て 自 由 な 意見 の 際 に 個人 的 な 意見  
に 依 り て、その 後 本 格的 な 検討 の 結果 を 先 に  
専 任 局長 に 通 じ、米 軍 に 依 り て ハ、ハ、ハ、ハ の 事 を 行 な す に  
そ の 後、自分 も そ の こと を 御 説明 し、と い は れ た  
(今次は米軍)

(2) ワンソン次官が、小笠原通遷の際、緊急事態に於ける  
 核に属する特別のアレンジメントに於て話し合ひ、完全に  
 満足すべきものではなかつた。一応合意した。しかし  
 印能は2012年10月10日方式とするの困難である。核に  
 2012年10月協定のNOとは限らざらんといふ趣きの趣意  
 ありてありと述べて、大臣が通遷時に核を撤  
 去に決し、核を撤去するに於て既に配された、注  
 備系の肉詰とに当然に前協定の対象となる  
 として、印能は核を撤去するに於て、<sup>国内</sup>政策的には極めて  
 困難な事態を惹起する、と述べた。印能は  
 いづれに便する態勢に於て配置する方が賢明  
 ではないかと指摘した。

(3) 会談終了直前にワンソン次官が重複して核の問題  
 につき尋ねた肉詰と強いRESERVATIONSを表明の上、

しかし、小笠原方式よりすくなくとも不公表の70-30の  
 緊急事態に於ける案出を提唱、(1)長官は  
 日本での反対を鑑みれば通遷時撤去、再持込み  
 時には前協定と11月方式とあるのかと述べて  
 (右の通り)次官は、見出しに「国内問題」を  
 出す、と答えた。  
 (4) 東郷局長より、前協定は、<sup>本工は2012年</sup>本工に核がないこと  
 を前提としており、若し日本が核の再配備  
 を受け入れるならば、国会に提出しなくては  
 ならないと意見を私見として示した。(二か  
 針し下田大臣は疑念を表明)

- 以上 -